

第3回 事業再構築補助金の公募が開始されました。

公募期間は令和3年9月21日までです。

【注目】要件が好条件に見直し・変更されています！

■ 主な見直し・変更は次の通りです

① 最低賃金枠の創設

業況が厳しく、最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上の事業者について、補助率を3/4に引き上げ、他の枠に比べて採択率を優遇。

② 通常枠補助上限額の見直し

従業員数が51人以上の場合は補助上限を最大8,000万円まで引き上げ。さらに従業員数が101人以上の場合には、補助上限は最大1億円。

③ その他運用の見直し

- ・ 売上高10%減少要件の対象期間を2020年10月以降から2020年4月以降に拡大。
- ・ 売上高が増加しているものの利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は付加価値額の減少でも要件を満たすこととする。
- ・ 事業の「新規性」の判定において、「過去に製造等した実績がない」を「コロナ前に製造等した実績がない」に改める。

■ 第1回の公募ではJSAの受託案件の採択率は100%でした。

採択要件を十分に吟味して申請すれば採択の可能性はぐっと高くなります。

JSAではセカンドオピニオンも受け付けてます。第1回公募で不採択になった企業様も、是非一度ご相談をお寄せください。

「無料補助金相談」実施中

ご相談はお早めに！

訪問相談・オンライン相談のどちらでも対応いたします。

JSA 特定非営利活動法人 日本司法サービス推進協議会

Tel : 03-6272-3717 / Fax : 03-6272-3718

Mail : info@i-jsa.jp